

赤坂・青山子ども<sup>ともいく</sup>共育事業運営支援  
業務委託事業候補者募集要項

令和2年12月

港区赤坂地区総合支所協働推進課地区政策担当

## 1 目的

赤坂地区総合支所では、地域の住民、団体、企業等が、主体的に地域の子ども向け事業に取り組む仕組みづくりを目指し、地域で活躍する人材等を発掘・蓄積するとともに、赤坂地区管内の音楽、ファッション、美術、スポーツ等に関連する地域資源を活用した赤坂・青山地域在住・在学の小学生向け、中学生向けの講座、及び親子で参加できる講座を企画、提供する赤坂・青山子ども共育事業を実施します。

講座の内容は、「驚き・感動・気づき」の機会となるものとし、「自ら考え、行動する」へ導くものとする。それにより、講座等の参加だけにとどまらず、子どもたちの社会参加意識を高め、地域への愛着醸成を図り、赤坂・青山地域の活性化を行います。また、親子で一緒に参加できる講座を積極的に実施することで、多世代交流の機会を創出します。

さらに、地域の子ども向け事業に関わる団体等のサポートやネットワークの構築を支援するなど、情報共有を促進し、子どもを地域ぐるみで見守り、育てる環境を整備することを目的とします。

本件は、区が行う下記(1)(2)の企画、運営、実施等の業務を支援する事業者を募集し、公募型プロポーザル方式により、事業者を選考するものです。

- (1) 講座の実施(文化・スポーツ)
- (2) 赤坂・青山共育情報局の運営(通年)

## 2 業務概要

- (1) 業務名 赤坂・青山子ども共育事業運営支援業務委託
- (2) 業務内容

区が実施する本件業務に対して、専門的な立場から支援を行います。以下の項目以外の詳細な注意事項等は仕様書をご確認ください。

### ア 講座の企画・運営

地域の企業、団体、地域で知恵や特技を伝承している住民等との協働により、地域の人材・資源を活用し、「驚き・感動・気づき」から「自ら考え、行動する」きっかけとなる小学生・中学生・親子向け講座を企画・運営します。

文化講座としては、職業体験、国際交流、自然体験、科学技術体験、日本文化・芸術体験、赤坂の伝統文化体験など、参加した小学生、中学生が、将来の夢を考えるきっかけとなる講座とします。一方で、親子で参加できる講座についても積極的に実施することで、多世代交流の契機となるようにします。講座の回数は、年6講座とし、1回の内容で1講座が完結するものとし、また、6講座は通常形式・オンライン形式・通常とオンライン双方を活用した形式にそれぞれ分けて提案してください。

スポーツ講座は、年2講座とし、赤坂地区が管内に秩父宮ラグビー場が立地し、また、明治神宮野球場や新国立競技場も近くに立地することなどを踏まえ、豊富に

存在するスポーツ関連の資源を活用したものとします。具体的には、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、子どもたちがアスリートと直接触れ合い、指導を受けることでスポーツの楽しさを体験するきっかけを創出します。併せて、礼儀・挨拶などの社会性、マナーやフェアプレーの精神、コミュニケーション能力を育む講座とします。

#### イ 赤坂・青山共育情報局の運営

地域の子ども向け事業に関わる団体情報の共有化やサポート、区民への情報発信を行う「赤坂・青山共育情報局」を運営します。約2か月に1度「赤坂・青山共育情報局登録団体連絡会」を開催し、参加団体間のネットワークを強化し、子ども向け事業の情報交換など参加団体との調整を行います。

##### (ア) ホームページ・SNS等を活用した共育事業の周知

講座の楽しさを伝え、赤坂・青山地域の企業・団体等に本件事業を賛同いただくよう、ホームページやSNS（ソーシャルネットワークサービス）を活用して、本件事業の魅力を随時発信します。

##### (イ) 地域の子ども向け事業に関する人材紹介・相談等

##### (ウ) 地域の子ども向け事業に携わる人材、企業を発掘、育成

##### (エ) オンライン対応

「赤坂・青山共育情報局登録団体連絡会」や当該事業に関連した会議等を開催する場合は、オンラインを効果的に活用します。

#### ウ 「赤坂・青山多世代交流促進事業」への参加

令和3年度より新しく実施予定の「赤坂・青山多世代交流促進事業」に、赤坂・青山共育情報局登録団体が出演団体として参加し、子ども向けブースの出展やステージでの発表等を行います。詳細が決まり次第、事前に区と協議した上で、必要に応じて調整・準備等を行います。

#### エ 業務報告書の作成

(ア) 各講座終了後、2週間以内に報告書を作成し、3部を提出すること。

(イ) 本業務委託にかかる年間報告書（経費明細書含む）を作成し、提出すること。

なお、提出部数は紙媒体で11部とし、電子媒体（PDFデータ）の報告書と併せて提出する。

(3) 履行期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日

(4) 参考事業規模 660万円程度（税込）

この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すものであることに留意してください。

なお、事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。

### 3 参加資格条件

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、以下の

要件をすべて満たすこととします。各要件は、参加申込書提出日を基準日とします。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中及びプロポーザルによる選考後契約締結日までの間において各要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取り消し、又は契約を締結しない場合があります。また、選考決定時、港区の競争入札参加資格登録をしていない場合、別途業者登録に係る手続きが必要になります。

- (1) 港区の競争入札参加資格登録業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
- (4) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成 16 年 7 月 30 日 16 港政契第 238 号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 1 月 26 日 23 港総契第 1157 号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること。

#### 4 事業候補者決定までの日程（予定）

日程（令和 2 年度）	事項
12 月 17 日（木）から 令和 3 年 1 月 8 日（金）まで	募集要項の配布
12 月 17 日（木）から 12 月 23 日（水）正午まで	質問書の受付
12 月 25 日（金）	質問書への回答
12 月 21 日（月）から 令和 3 年 1 月 13 日（水）まで	応募申込受付
令和 3 年 1 月下旬から 2 月初旬	第一次審査（書類審査）、第一次審査結果通知
令和 3 年 2 月中旬	第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）、 事業候補者の決定、総合評価結果通知
令和 3 年 4 月 1 日（木）から	事業実施

#### 5 応募の手続き

- (1) 配布書類
  - ア 募集要項
  - イ 第 1 号～第 10 号様式
  - ウ 仕様書・別紙
- (2) 募集要項の配布期間

令和2年12月17日（木）から令和3年1月8日（金）まで

※ 窓口配布は、午前9時から午後5時まで（土・日・祝日及び年末年始を除く。）

(3) 募集要項の配付場所 赤坂地区総合支所協働推進課 窓口（住所は後述を参照）

なお、区ホームページ（ホーム→区政情報→入札・契約→プロポーザル）からも入手できます。

(4) 募集要項等に関する質問書の受付期間、提出方法及び回答方法

ア 受付期間

令和2年12月17日（木）から12月23日（水）正午まで

イ 提出方式

指定様式（第8号様式）により、電子データで提出してください。メールの件名は、「～運営支援業務委託（会社名）」としてください。なお、送信先メールアドレスは、第8号様式をご参照ください。

ウ 回答方法

令和2年12月25日（金）に質問に対する回答を区ホームページで公開します。なお、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質問の内容が不明瞭なもの等は回答しない場合があります。

(5) 提案書等の受付期間、提出場所及び提出方法

ア 受付期間

令和2年12月21日（月）から令和3年1月13日（水）午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

前掲（3）に同じです。

ウ 提出方法

**事前に電話で予約のうえ、直接持参または郵送**してください。メール等による提出は受け付けません。

(6) 担当部署

〒107-8516 港区赤坂四丁目18番13号 赤坂コミュニティーぷらぎ2階  
赤坂地区総合支所協働推進課地区政策担当  
TEL03-5413-7013 FAX03-5413-2019

## 6 提出書類について

応募する事業者は、(1)表に記載されている書類をファイルに綴じて提出してください。なお、資料は原則としてA4版で作成してください。

(1) 提出書類

提出書類	内容
1 応募申込書	所定の様式（第1号様式）
2 応募事業者概要	所定の様式（第2号様式） 事業者の概要、事業者の基本的事項、主な業務内容等、必要事項を記入してください。
3 類似事業の業務実績	所定の様式（第3号様式）

4 業務に対する基本姿勢	所定の様式（第4号様式）
5 事業提案書	所定の様式（第5号様式）
6 業務実施体制	所定の様式（第6号様式）
7 安全対策	所定の様式（第7号様式）
8 見積書及び内訳書	項目ごとの内訳を明記してください。
9 共同事業体構成書・共同事業体協定書兼委任状・委任状	共同事業体を構成する場合のみ、第9号様式-1～3をご提出ください。 ※8（1）を参照してください。
10 ワーク・ライフ・バランス推進企業確認書類	該当の場合のみ提出してください。 ※8（2）を参照してください。
11 障害者雇用に対する評価の確認書類	該当の場合のみ提出してください。 ※8（3）を参照してください。
12 環境配慮に対する評価の確認書類	該当の場合のみ提出してください。 ※8（4）を参照してください。
13 災害協定活動に対する評価の確認書類	該当の場合のみ提出してください。 ※8（5）を参照してください。

## （2）提出部数

（1）の表に基づき、提出書類を1つのファイルに綴じて、正本1部、副本8部作成してください。サイズはA4を基本とし、注意事項等は各様式に記載のとおりとします。副本は、応募事業者の社名や応募者が特定できるシンボルマーク等の記載をしないでください。また、指定した書類の他、審査を行う上で必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがあります。

また、上記の電子データ一式をDVD-R1枚に入力し、提出してください。入力する内容は、正本と同様にしてください。ただし、社印及び代表者印の押印は不要です。

## （3）提案にあたっての注意事項

### ア 法令遵守

業務遂行にあたり「港区情報安全対策指針」及び「港区個人情報保護条例」等の関係法令を遵守してください。

### イ 応募費用

本提案に要する費用は、応募者の負担とします。

### ウ 提出書類の扱い

提出された書類については、理由の如何に関わらず返却しません。提出期間後の申請書等の差し替え及び再提出は認めません。区が提供した資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、目的の範囲内であっても、区の了承を得ずに第三者に対して、これを使用させること及び提示することを禁じます。

### エ 契約内容について

本提案により採用されたことをもって、提案したすべての内容（範囲）の契約を保証するものではありません。契約内容（範囲）については、別途協議を行います。

#### オ 連絡における事故の扱い

メールの通信事故や郵送による事故等については、区は一切の責任を負いません。

#### カ 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属します。ただし、区は事業予定者の公表等必要な場合には、応募書類及び運営提案書の内容を無償で使用できるものとしします。

#### キ 選考中止の判断

公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は、選考を中止することがあります。

#### ク 区職員等との接触について

当該要項の公表日以降、区が提供する機会を除き、選考委員、区職員及び本件関係者に対して、本件提案に関する（質疑を含む。）接触はできません。やむを得ない理由がある場合を除き、接触の事実が認められた場合はプロポーザルの参加資格を取消しますので、ご注意ください。

#### ケ 重複提案について

プロポーザル参加者につき、運営提案書は1つとします。

#### コ 応募の辞退について

応募書類を提出した後、辞退する場合には、「辞退届（第10号様式）」を提出してください。ただし、第一次審査の通過以降は、辞退することはできません。

#### サ 区が提供した資料の取扱い（委託内容、平面図等）

区が提供する資料は、応募に係わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この目的の範囲内であっても、区の了承を得ずに、第三者に対して、これを使用させること、又は、内容を提示することを禁止します。

#### シ 追加書類の提出・ヒアリングの実施

区が必要と認める場合には、追加書類の提出を求めます。

#### ス 参加事業者が1者の場合

本業務への参加申込事業者が1者の場合であっても、各審査を実施します。

#### セ 業務委託に要する費用

令和3年度予算として成立した額の範囲での契約となります。

#### ソ 競争入札参加資格登録業者以外のものは以下の書類を追加で提出してください。

- ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書等）
- ・印鑑登録証明書
- ・財務諸表（最新の事業年度のもの）
- ・納税証明書（法人の場合は法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む）、消費税及び地方消費税）

## 7 選考基準

### (1) 選考基準

選考委員会が定めた次の基準項目により選考を行います。

①一次審査

審査項目		評価の視点
1 事業候補者の評価		
(1)	経験・ノウハウ	小中学生向けもしくは地域・行政と連携した文化講座の実施実績
(2)		小中学生向けもしくは地域・行政と連携したスポーツ講座の実施実績
2 業務に対する基本姿勢の評価		
(1)	業務の理解	事業の目的、条件、内容の理解
(2)	地域の理解	赤坂・青山地域の特性の理解
(3)	協力姿勢	区や地域の要望・意見への対応
3 企画内容の評価		
(1)	魅力度	子どもたちに「驚き・感動・気づき」を与え、興味や関心を持てる魅力的な講座内容、講師の招聘、コンセプト等の工夫
(2)	講座の工夫	事業の目的に合致した、小学生を対象としたときの工夫
(3)		事業の目的に合致した、中学生を対象としたときの工夫
(4)		多世代交流の促進につながるような、事業の目的に合致した講座の工夫
(5)	多様性	多種多様な講座が提案できているか
(6)	オンラインの活用	オンライン形式で講座等を実施する上で必要な環境が整っており、その特性を踏まえた講座内容となっているか
(7)	広報・周知力	多くの集客が期待できる広報・周知上の工夫
(8)	実現性	講座の内容、スケジュールが実現可能なものか
4 業務実施体制の評価		
(1)	人員体制、組織体制	業務履行が可能な人員体制、組織体制等の環境が整えられているか
(2)	個人情報保護	適切な対応が行われているか
5 安全確保の評価		
(1)	安全対策(新型)	事故防止及び事故発生後の取組は適切か
(2)	コロナウイルス等の感染症対策を含む)	事故発生時の対応は適切か
6 見積もり価額の評価		
(1)	見積もり価額	見積もり額は事業規模以内か。事業提案事項に照らし、適正・妥当な見積もり額となっているか

②二次審査

審査項目		評価の視点
1	理解度	事業や地域に関する適切な理解がされているか
2	実現性	提案される内容が確実性を持って実現されるか
3	独創性・創造性	事業の発展のため、オリジナリティーを発揮した提案になっているか
4	意欲・積極性	事業運営に対する意欲や積極性の有無



5	魅力度	対象者にとって魅力的な講座内容が提案されているか
---	-----	--------------------------

## 8 地域貢献活動の評価

プロポーザル選考においては、事業候補者の地域に貢献する活動を評価の対象とします。該当する事業候補者は、それぞれ一次審査における事務局採点項目の配点の合計5%を加点します。加点対象となる地域貢献活動項目は以下の5項目です。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 区内事業者優遇</li> <li>(2) ワーク・ライフ・バランス推進企業点</li> <li>(3) 障害者雇用点</li> <li>(4) 環境配慮点</li> <li>(5) 災害協定活動点</li> </ul> |
|--|

### (1) 区内事業者優遇

区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則「区内事業者と共同すること」を参加条件としています（これにより区外事業者単独での参加を妨げるものではありません。）。

区内事業者が単独で参加したとき、または、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業であるとき、一次審査において、評価を優遇します。

共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

■共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

■共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、また、区外事業者のみで参加申請する場合：区内事業者優遇措置（事務局採点項目の配点5%加点）の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

<提出書類>「第9号様式-1～3」を参照。

- ・共同事業体構成書
- ・共同事業体協定書兼委任状
- ・委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

<区内事業者として扱う事業者>

- ・ 登記簿上、区内に本店を置き、営業する事業者（「港区の競争入札参加資格登録」を参加資格要件としない場合、入札参加資格登録の有無は問わずに区内事業者として扱うことが可能。）
- ・ 港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号）に該当し、区の認定を受けている区内事業者（登記簿上の本店所在地は区外に置いているが、事実上の本店所在地を区内に置き営業を行う事業者、または区内に契約権限を有する代理人を設置し、支店または支社等の営業所を置き営業を行う事業者）

<区内事業者として扱わない事業者の例>

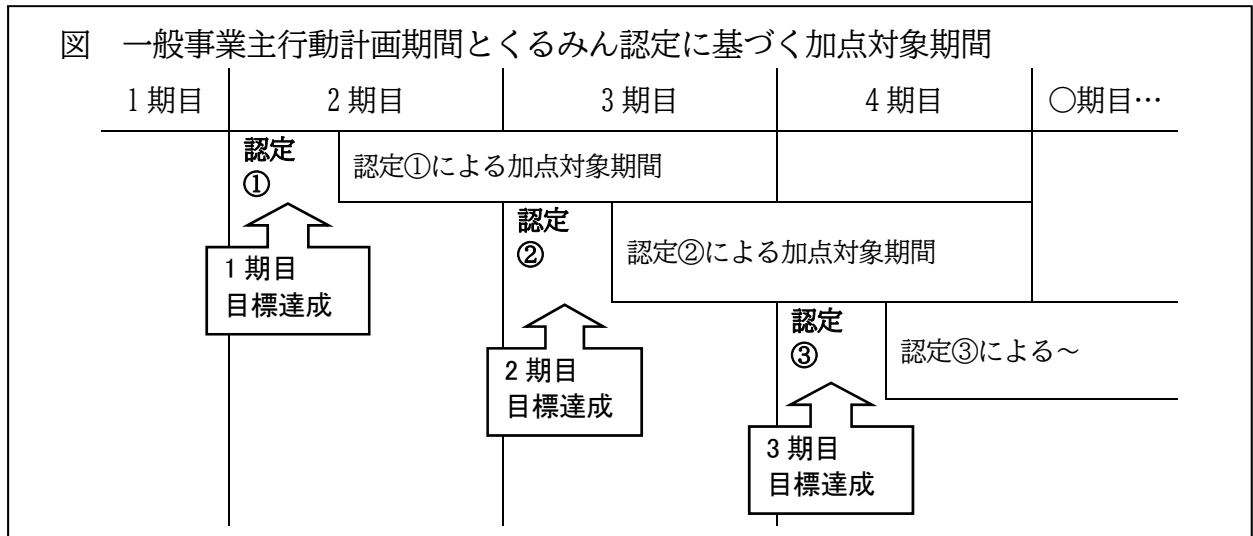
支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号）で定める区内事業者として認定されているが、区内に所在地を置かない本店または支店②として申込みがあった場合（共同事業者の構成員も含む）

(2) ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価

区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ワーク・ライフ・バランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し



### (3) 障害者雇用に対する評価

区では、障害者の雇用を促進するため、「障害者雇用の評価」をプロポーザル選考一次審査における加点項目としています。評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

#### <評価条件及び提出書類>

評価条件	提出書類
障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある場合	障害者雇用状況報告書の写し

### (4) 環境配慮に対する評価

区では、事業運営における環境配慮を促進するため、「環境配慮に対する評価」を、プロポーザル一次選考審査における加点項目としています。

ISO（国際標準化機構）14000 シリーズの 14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ（ステージ 2 以上の認証に限る。）、特定非営利活動法人環境機構認証の KES・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステージ 2 以上の認証に限る。）のうち、いずれかの認証を取得し、現在も登録している場合、通知書の写しをご提出ください。

### (5) 災害協定活動に対する評価

区では、災害時における協定の締結がある場合または区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。区と締結している協定書の写しをご提出ください。

## 9 事業候補者の決定

事業候補者については、「赤坂・青山子ども共育事業運営支援業務委託事業候補者選考

委員会」を設置し、その審査に基づき決定します。

#### (1) 審査方法

選考委員会において、一次審査及び二次審査を実施します。

審査は点数化して評価します。一次審査及び二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。

##### ア 一次審査（書類審査）

参加条件を具備した事業者について、書類審査により、事業者の事業実績、業務の実施方針及び実施体制、提案内容等を評価し、合計点の高い2～3者を一次審査通過とします。

##### イ 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

一次審査を通過した事業者について二次審査を実施します。所要時間は、30分程度を予定しています。

プレゼンテーションの説明は受注した際の業務担当者が必ず行ってください。当日は最大で3名まで出席可能とします。

詳細なスケジュール等については、一次審査通過者に別途通知します。

#### (2) 結果の通知

各審査終了後、すべての参加者に対しメールで通知します。

### 10 契約関係

(1) プロポーザル方式による選考後、事業候補者と業務内容、契約条件等について協議します。

(2) 区は、事業候補者と契約を締結するに当たり、港区契約事務規則（昭和39年3月31日規則第6号）第39条の2の規定に基づき港区業者選定委員会要綱（昭和43年7月29日43港総財第491号）第1条に定める港区業者選定委員会の審議を経ます。審議の結果により、契約を締結しない場合があります。

また、事業候補者は、本プロポーザルにおいて選定されたことを以って運営期間中全ての契約を当然に締結し得る権利を有するものではありません。

(3) 委託期間については、令和3年4月1日から令和4年3月31日までです。令和5年度までの契約については、適正な事業運営がなされていると認められる場合に限り、事業候補者として推薦します。

### 11 結果の公表

選考結果及び選考過程は区の情報となり、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公開します。公開する図書等は、次のとおりです。

公表は、区と事業者が契約締結後、区のホームページ等で行います。

(1) 募集要項

(2) 審査項目

(3) 選考委員会会議録

(4) 選考委員会報告書等

(5) 提案書（決定事業者のみ）

※ 公開しない情報は、選定されなかった事業候補者の情報で、当該事業候補者の不利益となる部分（提案内容等で公表することが適当でないと思われる事項）等とします。決定事業者の提案内容についても、特許に関する情報等、公表することが不適当なものについては、非公表とすることができます。

## 12 事業者の決定

区と事業候補者で提案内容について必要な調整を行ったうえで契約を締結します。

## 13 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

## 14 提出先・問合せ

港区赤坂地区総合支所協働推進課地区政策担当

〒107-8516 港区赤坂四丁目18番13号 赤坂コミュニティーぷらざ2階

電話：03-5413-7013 FAX：03-5413-2019